

議 長 日程第5「議案第23号物品購入契約の締結について（令和4年度松田町立松田幼稚園園児送迎用バス購入）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第23号物品購入契約の締結について（令和4年度松田町立松田幼稚園園児送迎用バス購入）。

令和4年度松田町立松田幼稚園園児送迎用バス購入について、次のとおり契約を締結するものとする。

- 1、契約の目的。令和4年度松田町立松田幼稚園園児送迎用バス購入。
- 2、契約の方法。指名競争入札による契約。
- 3、契約の金額。金766万7,000円。（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金69万7,000円）
- 4、契約の内容。松田町立松田幼稚園園児送迎用バス購入。
- 5、契約期間。自、町議会の議決を得た日。至、令和4年8月26日。
- 6、契約の相手方。足柄上郡松田町松田惣領2070番地、有限会社吉田自動車修理工場、代表取締役 仲村渠榮一。

令和4年4月7日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。松田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

教 育 課 長 それでは、議案第23号物品購入契約の締結について（令和4年度松田町立松田幼稚園園児送迎用バス購入）について御説明申し上げます。

現在使用している園児送迎用バスにつきましては、平成8年7月に購入し、25年経過しております。近年では修繕する箇所もあり、修繕によっては部品の調達が難しくなっているものもございます。そうしたことから、幼稚園バスによる園児の安全・安心な送迎を維持するとともに、安全確保を図っていくため購入するものでございます。なお、現在使用のバスの車検が令和4年8月30日までであり、また、契約から納車まで約4か月かかるため、この時期に議案を

上程させていただいたものでございます。

1枚おめくりください。参考資料1をごらんください。件名につきましては、物品購入契約でございます。

第1条、総則。（1）品名につきましては、令和4年度松田町立松田幼稚園園児送迎用バス購入でございます。（2）数量につきましては1台。（3）契約金額につきましては、766万7,000円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額につきましては、69万7,000円でございます。（4）契約保証金につきましては、松田町契約規則第40条第2号の規定に基づき、免除でございます。（5）納期限につきましては、令和4年8月26日まででございます。（6）納入場所につきましては、松田町立松田幼稚園でございます。

第2条からは、物品購入契約書の標準の条文を記載しております。第2条、検収。受注者は、前条の規定により発注者の指定した場所に物品を納入した場合は、全て仕様書または注文書に基づき、検収員の検収を受けるものとする。

第3条、補正または交換。発注者は、前条により検収の結果、契約の内容の全部または一部が契約に違反し、または不当であると認めたときは、受注者に対して補正または交換を請求することができる。

第4条、納期の延長等。受注者は、天災地変その他やむを得ない理由により契約期限内に物品を納入することができない場合は、発注者に対して納期の延長を願い出ることができる。第2項、前項以外の理由により納入の見込みがないと認めたときは、発注者は契約を解除することができる。

第5条、保証。受注者は、契約物品が所定の性能を有すること及び隠れた欠陥のないことを保証し、当該物品納入後といえども、1年間は無償修理の責任を負うことを保証することとしております。

第6条は代金の支払いであり、記載のとおりでございます。

第7条、本契約の成立。この契約は仮契約であり、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、松田町議会の議決を得たときに本契約となるものとする。なお、松田町議会の議決を得て本契約となった場合、別に契約書は作成せず、この契約書をもって本契約書とするの条文に従いまして、この契約を本契約と

させていただきます。

第8条、補則。この契約条項に定めのない事項については、松田町契約規則に定めるところによる。なお、それにより難しい場合は発注者、受注者協議の上、定めるものとするとしております。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年4月1日、発注者、受注者のそれぞれ記名押印したものでございます。

1枚おめくりください。参考資料2を御覧ください。入札につきましては3社でございました。入札額が697万円で、税込みの落札価格が766万7,000円の有限会社吉田自動車修理工場でございます。

1枚おめくりください。参考資料3になります。園児送迎用バス購入の仕様書になります。納車期日、調達台数につきましては、先ほどの説明のとおりでございます。調達条件等につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上になります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。  
ございませんか。

6 番 井 上 1点ですね、質問をしたいと思います。参考資料の2の入札経過調書で、内容等についてはですね、理解ができますが、入札の参加者数についてです。町内業者が2者あってですね、3件目は自動車販売会社というふうな形になります。多分この参考資料の3でですね、もう車名が三菱ふそうローザというふうに規定をされている関係からですね、この3件目の自動車販売会社というのは、それからですね、各1者目、2者目におおしているということですね、当然、入札には参加をされていますが、やはり販売する側としてはですね、そんなには下げないであろうということが推測をされると考えます。そうした中でやりますと、これだけの高額な車両購入の事業についてですね、2者の指名競争入札について、町の考え方を伺いをしたいと思います。

副 町 長 この辺は選考委員会のこともございますので、私のほうから御回答させてい

いただきます。今おっしゃいました3者というところがございますけども、まずこの執行の段階で車種が限定されているというところがまた一つございました。その中でですね、選考に当たりましてですね、ポイントを、ちょっと3つのポイントを中心として選考委員会でも審議したことがございます。まず1つとしてはですね、地元経済の活性化に寄与できるのではないかとというところがございます。それと、幼稚園のバスということで、毎日園児を送迎している関係もございまして、点検だとか車検等に迅速な対応ができる事業者さんというところが3つ目です。それと、過去のもですね、納入実績というところもちょっと重点に審議をさせていただきました。

そういうことを審議した中で、まず町内業者さんという、これは地元経済の活性化に寄与で、町内業者さんの中でですね、ひとつ業者さんというのを選定させていただいた中でですね、やはり入札の登録業者さんというのが一つ基準になりますので、町内業者さんの中ではこの2者の方々が登録されておりました。その品目で、ただ自動車だけじゃなくて、トラック、バスというところの品目がございましたので、そういった中で町内業者さんについては2者というところがございました。

それと、やはり入札でございますので、競争のもですね、低下防止というところもある程度考えなければいけないといった中でですね、先ほど私が申しましたディーラーを入れたということについてはですね、特殊な部品等、要するに多少お店の距離が遠くてもですね、点検、車検並びにですね、そういう特殊な部品の調達などに対してはですね、迅速に対応できるのではないかとといったところでディーラーを入れさせていただいています。そういった中で、競争もできて、的確な価格の判断もその中でされるのではないかとといった、この点を考えましてですね、選考委員会の中でもいろいろ議論をいただいた中で、この3者といったところを選考させていただいたというところがございます。

6 番 井 上 指名選考委員会のほうの考え方としてはですね、理解ができましたがですね、やはり実質2者による部分というのは、今現在の状況として、町内のもですね、やはり自動車販売業者もですね、1者廃業等というふうな事情も理解ができる

部分です。ですので、今この車両購入事業等におきましてですね、県内とか県内外の入札の結果等を見ますと、なかなか今、指名競争入札でというところが少ないのではないかなというふうに見えます。それはですね、地元経済の活性化というふうに言われましたけれども、やはりこれだけの金額の購入事業でありますと、やはり地元経済だけではなく、住民のですね、税金の有効的な使い道のためですね、やはり入札による対応が必要ではないかなというふうに思います。それらを踏まえてですね、ほかの町とかですね、市ではですね、一般競争入札というところはあまりないように見受けられます。そのかわりにですね、ある一定の資格基準等を定めた制限付の一般競争入札で執行をされているところが多いというふうに思います。松田町の庁用車、これは、今回はですね、幼稚園の送迎用のバスの購入ということですがけれども、松田町の庁用車も大分老朽化をして、今後ですね、そういった執行も見込まれるところもあります。今年度の予算執行の中でもですね、工事関係等もあります。そういった中で、指名競争入札とですね、制限付の一般競争入札についての考え方をですね、お聞かせいただきたいと思います。

副町長 ありがとうございます。今、井上議員おっしゃったように、通常一般競争入札が地方自治法のほうではですね、一般競争入札ですと。それにやむを得ない事情がある場合は指名競争入札で構わないというようなことでうたわれております。今回に限っては、まず、先ほど議員もおっしゃったように、3月10日に予算の議決を頂いた中でですね、どうしても日程的に一般競争入札的なところはちょっと事務的に間に合わないということで、指名競争入札ということがございました。今後につきましてはですね、やはりその辺の事務事業の準備日数というところも少し考慮に入れなければならないと思います。それとまた、ルールというところがですね、まだちょっと私どもも完全なルールができておりません。今、研究をしております。ですからその辺もですね、課題を一つ一つ解決しながらですね、何でも指名競争入札でいいのかなのかということもですね、含めながら、執行の段階でその辺はですね、十分検討した中でですね、執行方法というところを考えていきたいというふうに考えます。ルール

づくりに、もうちょっと時間を頂ければと思います。以上でございます。

6 番 井 上 ありがとうございます。やはり町民からのですね、税金の有効な使い方ということ併せてですね、指名競争入札から一般競争入札、または資格基準等を含めた制限付の一般競争入札への導入ということの検討を進めていただいているというふうに理解をさせていただきました。

なおですね、3月の一般質問の中でもですね、そのときはですね、随意契約についての取扱いということで、規則以下の基準を設けてはいかがかというふうな一般質問もさせていただきました。それらを含めまして、随意契約、一般競争入札、制限付競争入札等のやはり基準をですね、今、準備をいただいているということですので、早急にそれらの整備を図っていただきですね、今後の事業執行等におきましてですね、事前に議会のほうにもお知らせをいただきたいというふうに考えます。以上で質問を終わります。

議 長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第23号物品購入契約の締結について（令和4年度松田町立松田幼稚園園児送迎用バス購入）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で予定しました日程の全てが終了しました。これをもって本臨時会は閉会といたします。 (9時32分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 4年 6月 7日

松田町議会議長 飯田 一

署名議員 3番 内田 晃

署名議員 4番 平野 由里子